

〈法曹実務シリーズ〉

## 法廷の内と外

米澤 敏雄

- 第1 これ検事の偽証か
  - 第2 石頭
  - 第3 気合で勝負した法廷
  - 第4 鯛は冷蔵庫に入ったか
  - 第5 国際問題となった判決
- おわりに

## 第1 これは検事の偽証か

昭和36年4月に司法修習を修了し、大阪地検で新任検事をスタートして間もないころに担当した事件である。

大会社社長の令嬢が暴力団の若い組員と懇ろとなり、心配した両親が娘と組員に別れるよう種々説得したが納得せず、ついには組員から「どうしても娘との縁を切らせたいのなら、手切れ金を出せ」などと要求されて200万円（現在では2000万円相当か）を恐喝されたという被疑事件で、被害者の社長を取り調べて同趣旨の供述調書を作成し、組員からも自白の供述調書を得て、組員を恐喝罪で公判請求した。

3か月程過ぎたある日、同事件の公判担当検事から「あの事件の公判で弁護人が被害者調書の任意性・信用性を争っている。米澤君、証人に立ってくれ」、「被害者の社長を証人尋問したら『あの200万円は脅し取られたのではなく、組員に更生資金としてやったのだ。米澤検事の取調べでもそのように話した。自分はヘビースモーカーで煙草を吸いたいのに、調書ができるまで我慢しなさいと言われ、脅し取られたという調書に署名するまで部屋から出してもらえなかった』と証言した。それで、取調べ状況を証言してくれ」と経緯の説明があった。

一般に、被疑者調書について任意性や信用性が争われて、刑訴法322条との関係で取調べをした捜査官に対する証人尋問が行われることは多いが、純粹の被害者調書について同法321条1項2号の要件の有無に関して取調べ検事の証人尋問が行われることは稀である。

もちろん、証人になるのは初体験であった。真実ありのままを証言すればよいのだからと度胸を決めて証言台に立ち、宣誓の上、検察官の主尋問、弁護人の反対尋問、裁判官の補充尋問に対して、「被害者の社長は、私の取調べ開始後10分過ぎから、そわそわ落ち着かない様子で、煙草を吸っていいですかと言い出した。私は、『取調べは世間話ではなく、真剣な仕事だから煙草を吸いながらの取調べはよろしくない。取調べが終わるまで我慢してください』と言ったことは事実です」「社長は娘のためなら200万円くらいを組員に出すのは惜しくないと言ったが、更生資金としてやったとは言わなかった」「200万円を出すまでの種々の経緯から、困惑・畏怖した末に200万円を組員に渡した旨供述調書のとおり社長が私に供述したことは間違いありません」「その間に、社長が数回煙草を吸いたいのと言ったので、『私も煙草を吸いたいが、取調べ中の2時間ぐらひは我慢するから、社長もそれくらい我慢してください』と言いました」旨証言した。

その後、数か月過ぎて、私の転勤先に公判担当検事から「例の事件は君の証言で社長の検察官面前調書が採用されて、有罪となったよ。社長は暴力団にびびってあんな証言をし

たんだよ」と連絡があった。

この一度の証人体験は貴重であった。ただ一寸気になることがある。私は社長を取調べた当時、煙草は1日に10本吸う程度であって、その取調べ時に煙草を吸いたいのを私が我慢していたわけではなかったから、社長に「私も煙草を吸いたいが、取調べ中の2時間ぐらいは我慢するから、社長もそれくらい我慢してくださいと言いました」旨証言した部分が偽証にならないかである。右証言部分は私が社長に言った言葉の通りであるから偽証ではなく、仮に、主尋問、反対尋問、補充尋問で「証人（私を指す）は煙草を吸いたいが、取調べ中の2時間ぐらいは我慢したのですか」と聞かれて、「そうです」と答え（証言し）たのであれば、偽証となるのだろうか（院生諸君は、偽証罪における虚偽の意義に関する主観説と客観説を理解する機会に考えてみよう）。また、当時煙草を吸いたいのを我慢していたわけではなかった私が、社長に「私も我慢するから、社長も我慢してください」と言うのは、偽計による取調べではなく、捜査における説得方法として許容される範囲内と解釈しているが、いかがであろうか。

検察官として5年6か月の捜査と公判立会いの実務経験は、その後の裁判官の実務において大いに有益であった。例えば、刑事裁判で捜査官の作成した供述調書の任意性・信用性が争われたときに、強引で無理な方法で作成した調書か否かを判断する際に役立ったし、検察（原告）、弁護（被告）という異なる立場からの主尋問・反対尋問で事実の見方や評価が大きく分かれること、それ故、中立・公平な立場の裁判所としては不動の証拠（動かぬ客観的証拠）の重視と関連する状況証拠との対比・吟味が重要であるケースをしばしば経験したことである。

## 第2 石頭

石にもいろいろ意味がある。

国語辞典によれば、

- ・岩より小さく、砂より大きい鉱物質のかたまりである。我々法曹に関係のある言葉では、
- 「石頭」 ・石のように固い頭、もの分かりが悪く、融通のきかない人
- 「木石」 ・木や石、人情や男女の愛情を解しないもののたとえ
- 「化石」 ・地質時代の生物の遺骸やその跡が地層中に埋もれ、水成岩などの岩石中に残ったもの、比喩的に進歩、発展、変化がなくもとのままである

ことをいうとある。

私は、「石頭」と言われたことがある。昭和37年、北海道で新任あけの検事であった当時に二重轢き逃げの業務上過失致死被疑事件を担当した。被疑者は深夜前車に追従して走行中に路上に横たわっている黒っぽいものを轢き逃げしたことを認めたが、それが人という認識はなかったし、前車が先に轢き殺していた筈だから自分に責任はない旨の弁解をしていた。しかし、被害者の遺体の鑑定ではいずれの損傷にもはっきりと生活反応があり、その強弱に差異が認められていた。

所轄の警察署の刑事官（警部）から、警察でその事件の実況見分をするから参考までに検事も立ち会って欲しいと言われた。そこで、事件発生時と同一の気象状況下で、同時刻に同場所で被疑者が犯行時に運転していた乗用車を交通部の巡査が運転し、被疑者を助手席に乗せ、その後部座席に私が、私の右側に刑事官が乗って、被疑者の進路前方の見通し状況等について見分していた。事故発生地点を中心に被疑者の指示どおりのスピードで数回テスト走行をした後、警察署に帰るべくUターンしていたところ、突然前方から乗用車が接近して来た。「危ないっ！」と一斉に叫んだ。私達の車は丁度真横になって道路を塞いだ状態であった。あれよあれよと思う間に相手の乗用車前部が私の左側にあるドアにぶつかって来た。私は咄嗟に上半身を右に避けた。

結局、この事故で双方の車は大きく損傷し、相手車の運転手、被疑者、私の右側に居た刑事官の3人が負傷した。

これは12月末の午前零時過ぎで、人や車の通行が全くなかったことに気を許し、交通整理担当者を配置しないまま実況見分をしていた我々に大きな落ち度があった。以来、私は実況見分や検証時には、交通整理や監視担当者を十分過ぎると言われるくらい配置を心掛けてきた。

長くなるので、主題に戻ろう。怪我のひどかった相手車の運転手と被疑者を病院に送って一息ついたころ、刑事官が「わしも胸が痛い。」と言い出し、言われてみれば私も頭頂部が一寸おかしい。衝突時の私達2人の体の動きを思い出してみたところ、私が上半身を右にひねった瞬間、私の頭部が刑事官の胸部を頭突きしたのだった。

2人ともレントゲンを撮って貰った。「石頭」の発言が出たのは、レントゲン検査の結果、刑事官の肋骨には加療約1か月の亀裂骨折があったのに、私の頭部には何の異常もなかった時である。刑事官は、「米澤検事の頭は石頭だ」と言い、2人で大笑いした。その言葉の真意は確かめていない。

余談ながら、各地を転勤してあちこちの城を訪れる機会があるが、私には城に劣らずその石垣に魅力を感じる。巨大な石の並びも良いが、三角・四角・台形などさまざまな形の石がそれぞれ然るべき位置に巧妙に挿入・配置されて安定・強化が図られ、優美である。

コンクリートブロックでは如何に高度技術によって施工しようとも、石垣には及ぶまいと思う。石は冷たいもの、無情なものと言われるが、それぞれの個性を生かして組み合わせられ年月を経た石垣の姿には、自然の温かみとその時々表情がある。

### 第3 気合で勝負した法廷

東京地検の検事から東京地裁の判事補に転官した当時の昭和41年以降は、大学紛争の展開から過激派学生の武力闘争による刑事事件が東京地裁にも多数係属するようになり、いわゆる荒れる法廷をしばしば経験した。同45年春に岡山地裁に転勤して最初に民事事件を担当することになった岡山でも同様であった。国立大学の講師が学生全員に「優」の成績評価をする等の国家公務員法違反で懲戒免職となり、その講師が入居していた公務員宿舍明渡訴訟を単独で担当した第1回口頭弁論期日の出来事である。

法廷に入ると、傍聴席は若い男女学生30人で満席となり、職員が腕章を付けて俄か警備員となり、被告席には講師1人（男性）、原告席には国の指定代理人2人が立会い、60歳近いひょろひょろした長身の廷吏が開廷のために事件番号と事件名を呼び上げた。

突然、若いスカートの女性1人が傍聴席のバーを乗り越えて被告席の机上にヒールのやや高い靴履きのまま飛び上がり、右腕を突き上げながら「補助参加、補助参加」と甲高い声を張り上げた。一瞬のことで、法廷内は啞然とした雰囲気となった。

私は、廷吏と警備員に向かって大声で「退廷・執行」と命令した。廷吏は素早くその女性のスカートを引っ張った。女性はヒールを机表面にすべらせて床面に横転落下した。「しまった、怪我させたか」と思ったが、どうしようもない。7人くらいの警備員が素早く女性を起こして取り囲み法廷外に連れ出した。意外なことに、傍聴席の他の学生らは全く動かず、声も挙げなかった。全てが5、6分の出来事だった。

その後は、原告の訴状陳述、被告の答弁書陳述等通常の訴訟進行で第1回期日は閉廷となった。心配していたが、警備員の報告ではあの女性に怪我はなく、特段の抗議もせずに歩いて裁判所構外に出て行ったとのことであった。

一方、裁判官室に戻って間もなく、立会の書記官から、「補助参加の申出は口頭でもできることになっていますが、あの補助参加について口頭弁論調書にはどのように記載しますか」と言われた。恥ずかしながら、その時まで、私は補助参加の申出が口頭でもできるか否かについての知識も経験もなかった。しかし、その法規を確かめるまでもなく、即座に「傍聴席のバーを乗り越え、靴のまま机に飛び上がり、補助参加と叫ぶのは、到底、訴訟行

為と認められないから、何ら記載は不要です」と書記官に指示した。その後、この措置についての異議は誰からもなかった。

あの事態の中で、なまじ「補助参加」についての趣旨・理由や相手方に異議の有無を聞くなどの措置を考えたりしておれば、法廷はますますの混乱状態となっていたと思われる。

そもそも、裁判長の訴訟指揮権は、法規の明文及び基本的訴訟構造に反することはできないが、具体的な訴訟の場においては、明文の根拠規定がなくても、法廷の秩序を保ちつつ、公平・適正・迅速な審理と判決に到達させるためには、合目的的で合理的であるかぎり行使できる裁量行為であるという特性を有している。

東京地裁で、3年6か月余、戸田弘裁判長（後に最高裁判事となられた）の右陪席として、見事な訴訟指揮ぶりをしばしばご指導いただいたことが今も思い出される。

## 第4 鯛は冷蔵庫に入ったか

あれから約35年を過ぎても、今なおときどき思い出す苦い失敗がある。

それは、私が岡山地裁で民事裁判を担当していた法廷での出来事だ。前任者から引き継いだ離婚事件の証人尋問中、原・被告双方の訴訟代理人（弁護士）が証人に主尋問、反対尋問で、「嫁入り先では料理に甘味として砂糖を使わずに人体に有害なズルチンやサッカリンであった」「いやそうではなかった」「婚家へ持って行った鯛は冷蔵庫に入らないくらい大きかった」「いやもっと小さく冷蔵庫に入った」など些細なことを延々と尋問を続けた。私は1時間以上もじっと我慢して聞いていたが、次の事件の開廷時間も迫り関係者も入廷し始めたこともあって気が焦り、咄嗟に「砂糖でも、サッカリンでも、鯛が冷蔵庫に入っても入らなくても、そんなことどちらでもいいでしょう。ポイントだけ質問してください」と制限介入した。すると、反対尋問中の被告代理人は、「これが大事なんです。裁判官は原告代理人の尋問を許して、こちらの尋問を制限するのは不公平だ」と言った。その対応に戸惑った私は、「別件の開廷時間になりましたので、次回期日に続行します」と言って閉廷した。

あの当時、私はまだ30歳前半の判事補で、かつ、それまでは刑事事件だけで民事裁判は初めて担当したこと、すべてまだまだ未熟のころであった。その後の裁判官生活を重ねるうちに、あの時に自分の執った尋問制限が訴訟関係人に不公平で、いかに冷たく不親切に響いたことであろうか、当事者に言いたいことを十分に言わせないで審理を急いだ裁判では、当事者の納得も信頼も得られまいと反省している（なお、離婚訴訟は、平成16年4月1

日施行の人事訴訟法による以前は、地裁の管轄であった)。

この岡山地裁で民事事件を4年間担当し、次の任地横浜地裁でも民事を希望したが刑事部配置となり、次の任地宮崎地裁では所長から民事担当の了承を得ていたが、2日遅れて着任した部長から「刑事だと死刑判決言い渡しの緊張に耐えられないから、替わってほしい。かつて刑事の左陪席裁判官をしていた時、裁判長が緊張のあまり死刑宣告の声が出なかった経験があるんだ」と懇願され、以来刑事事件一筋となった。案の定、その2年後に宮崎地裁で、私は裁判長として初めて死刑を言い渡した。その数日前、陪席裁判官を連れて隣県大分の臼杵の磨崖仏に詣でたことであった。

現在の民事裁判の実情は把握していないが、当事者の納得いくまで十分な尋問時間を与えているのであろうか。当事者の納得する証人尋問等と裁判の適正・迅速の要請を調和させることは困難な課題であろう。

## 第5 国際問題となった判決

この判決の解説をするのではないから、事件の概要や判決内容等は、新聞記事を引用することで済ませたい。

1988年(昭和63年)3月22日某紙夕刊1面トップは「ココム違反事件東京地裁判決」「日本への不信増大」の大見出しだった。

「判決によると、(略)機械は54年末ごろ、貿易会社(略)を通じて、ソ連の技術機械輸入公団からプロペラ加工用の九軸同時制御金属工作機の引き合いを受けた。当時の(略)社長(58年退任)らは、この輸出が、共産圏向けの戦略物資などの禁輸を定めたココム(対共産圏輸出統制委員会)規制に違反することを知っていたが、共産圏への輸出販売は景気に左右されないことや、代金回収が確実であることなどから、輸出を決めた。(略)機械は通産省の監視をすりぬけるため、ノルウェーの(略)社と偽装工作を共謀。57年12月から58年6月までに4台の工作機械を契約総額約1700万ドル(当時の為替レートで約41億円)でソ連に輸出した。その後、ソ連側から『プロペラ面の切削がうまくいかない』とクレームがついたため、被告人らはこれにこたえて59年6月20日ごろ、工作機械の切削工具部品であるカッターヘッド12個を、通産大臣の承認を受けずに、ソ連イリチエフクス港へ向けて輸出。さらに、同年7月1日ごろにも、カッターヘッド装着に必要なコンピューター・ソフト技術を商社員に託して運び出し、ソ連側に提供した」

「米国政府は、この輸出のため『ソ連潜水艦のスクリー音が低下した』として61年から

再三にわたり、日本政府に調査を要請。通産省が昨年4月末、中曽根首相の訪米直前に警視庁に告発、事件が発覚した」

「判決は、(略)機械が(略)社長ら最高幹部の指示によって消極意見を抑え込んで商談を進めたことや、事件発覚後も会社ぐるみで通産省に虚偽の説明をして隠ぺい工作した事実を指摘。米澤裁判長は『利益優先のあまり、国際社会でのルール、モラルを無視するような企業活動は厳しく慎まなければならない。目先の利益に惑わされて危ない小径を走るのではなく、遠回りでも正道を歩んでこそ、真の一流企業に値する』などと述べた」

同紙19面には以下の記述がある。

「22日、東京地裁は事件発覚から約1年ぶりに、『利益優先のあまり、ルールやモラルを無視した』と厳しく責任を問う有罪判決を下した。違法だと知りながら、社長自ら対ソ輸出の陣頭指揮をとった同社に対し、アメリカ側は『西側陣営に対する裏切りだ』として、糾弾のトーンを高めてきた。最近になって、今回の工作機械輸出と原潜スクリュー音低下の因果関係に疑問を投げかける米国防総省の報告が明らかにされるなど、事件がいまなお動いている中での今回の判決は、対米関係にも微妙な影響を与えそうだ」『主文』。午前10時すぎ、東京地裁104号法廷に米澤敏雄裁判長の声が響き渡った。『被告人会社を罰金二百万円に』。一語一語ゆっくりと言い渡される主文に、同社の代表者として被告席に立たされた社長の背中がこわばってみえた」『被告人(略)を懲役10月、被告人(略)を懲役1年に』と告げたあと『判決確定の日から3年間それぞれ刑の執行を猶予する』と続けた。直立した(略)被告、(略)被告の体は心なしか震えていた」

別の23日朝刊にも「(略)機械による工作機械輸出は、本当にソ連潜水艦のスクリュー音低下に役立ったのか。東京地裁で22日判決があった『(略)機械ココム規制違反事件』の公判でも、この問題は焦点の一つとなっていた。弁護側が『因果関係がない』と論陣を張ったのに対し、検察側は終始、深入りを避けた。米国世論は『対ソ戦略上、多大な損害をもたらした』と決めつけ、日本政府もそれを追認して、ココム規制強化に動いていたが、同地裁は『具体的な立証はない』として判断を避けた」とある。

同年4月1日某紙夕刊には次の記事が載った。

「米議会 日本の判決に不満 31日の米議会両院協議会で(略)制裁条項の最終案がまとまったが、対共産圏輸出統制委員会(ココム)に違反した(略)機械だけでなく、その親会社も制裁の対象となるなど、厳しい内容になった。その原因として考えられるのは、3月22日に東京地裁の判決が非常に軽く映ったことだ。外為法違反に問われた(略)機械とその社員2人に対する判決は、罰金二百万円、猶予刑というもので、米国防総省が不満



を表明したほか、上院案の提案者であるガーン議員など『濡れた麵（めん）で、手をたたいたほどにもならない』と批評していた。米議会にとって、罰則が軽すぎると見えたことが、自分たちがつくる制裁を厳しくするのに働いたようだ」 「田村通産相は『米議会の一部に、先の（略）機械の違反事件への判決に対し、刑がゆるいとの批判があると聞いている。三権分立と民主主義、自由主義を日本に教えた米国の議会人とは思えない暴論だ』と、米議会の動きを批判した」 「また、今後の日本政府の対応としては『しばらくは、米政府の動きを注視していきたい。ガット提訴の問題など含め、ココム加盟各国の考え方もさぐり、対処していきたい』との考えを重ねて強調した。」

この判決の刑が軽いとして米国人

「J・Wilkes (Lincoln Blvd. suite 107 Venice, California 90291)」

から、1988年3月23日付けで

「Tokyo District Court Attn: Toshio Yonezawa District Court House」

として私宛に、

「Sir :

The ludicrously tiny “punishment” in this matter is disgraceful.

I don't know if you are a coward, or were paid off, or simply have no common sense or morals.

The lack of punishment for such an enormous crime is disgraceful.

Your action is disgraceful, and disgraces your country, your family, yourself, your ancestors, and your court and associates.

You make me vomit. I only wish you were in front of me

so that I could express in person my opinion of you and of the Toshiba executives.

With absolutely no respect for you, I am

J. Wilkes」

と読むに耐えない抗議があった。

（略）機械のココム規制違反事件が表面化以降、ワシントンの連邦議会前で（略）製ラジカセをハンマーで叩き壊す下院議員の様子など激しいバッシングがますますエスカレートしていた情勢にあったから、一般市民の中にこのような抗議をする米国人がいても不思議でないかもしれない。

他方、日本国内では判決当日の新聞に、「（略）機械有罪の判決は、ココム規制強化措置の一環としての、いわゆる“みせしめ”効果を狙った重いペナルティーである印象は否定できない。判決が結果的に、緊急の対症療法的な性格のものとなっている点が気になる」

とのコメント（某大学教授）が載った。

この判決（控訴なく確定）をした裁判長として、その当時、種々の問題を孕むココム規制（ココムは冷戦終結により、1994年解散した）違反事件であっただけに、あちこちの批判に反論・釈明をしたい気持ちもあったが、「裁判官は弁明せず」「判決書に聞いてくれ」に徹したのは、当然である。院生が読むことを想定して、かつ、一昔も二昔も前のことから、1点だけ付言すれば、裁判官は当該事件に関する法令と法廷における審理に基づいて判決すべきであり、本件で言えば米国の政府・議会・世論などには決して惑わされてはならないのである。

この判決後、同年8月中旬（ベルリンの壁崩壊前年）に西ベルリンで開催された国際裁判官協会中央評議会の研究員として日本から一人出席を命ぜられて参加し、その後9月中旬にかけて欧米（ドイツ、イタリア、スイス、フランス、イギリス、アメリカ《ニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコ》）の司法事情等視察をしたが、大使館員や領事館員らとの間でもココム判決についての話題が多かった。

この拙文を執筆中の2006年（平成18年）1月24日某紙に「無人ヘリGPS完備、高性能（略）発動機輸出申請、低く偽る」「この無人ヘリはあらかじめ飛行経路などを記憶させておけば、無線が届かなくなったとしてもGPSデータに基づいて飛行を続けるため、生物・化学兵器や偵察用など軍事目的に転用できる。」「同社関係者は捜査当局の任意の聴取に対し、無人ヘリが外国為替法違反などで規制された性能を搭載していたことを認めたとえ、輸出先の『北京（略）有限公司』が中国人民解放軍と深い関係があるとの認識があったことも証言したという。」「輸出の際には抵触しないように機能を落として申請書を提出していたという。」との記事が載っていた。

現在、捜査中の事件であるため、一切のコメントは差し控えるが、基本的には私の担当したココム違反事件と同様のケースであるため、17、8年前のことを回想して感慨深い。

## おわりに

法科大学院における法曹養成教育の在り方については、これまで種々の議論と検討が重ねられて今日に至っている。

「理論教育と実務教育との架橋を意識した授業」もそのテーマの一つである。検察官及び裁判官の経験を有する実務家教員として、自分の若いころ（院生と比較的近い年代）の失敗談等の実務経験を紹介するのも、法科大学院における教育の一方法だろう。

弁護士養成だけが我が法科大学院の使命ではなく、判検事等の養成も心掛けるべきだろう（私の持論）から、判検事実務の諸模様も院生にとって多少の参考になろう。

大東ロージャーナルの次号以降に、実務家教員から法曹三者それぞれの実務の紹介をシリーズとしてご執筆願う企画の伏線として、「隗より始めよ」の諺に倣った前記第1から第5は質・量ともに粗雑・半端であるが、編集後記を兼ねるものとしてご寛容をいただきたい。